

独立行政法人国立印刷局の平成 26 年度評価結果の反映状況

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 28 条の 4 の規定に基づく評価結果の業務運営の改善及び事業計画への反映状況については、以下のとおりである。

評価項目(※1)	平成 26 年度評価における課題、改善事項	平成 27 年度業務運営の改善への反映状況	平成 28 年度事業計画への反映状況(※2)	
I. 業務運営の効率化に関する事項	1	<p>平成 25 年度決算検査報告（会計検査院）において「国庫納付に向けた処分計画を策定していなかった」として処置済事項（平成 26 年 8 月に処分計画を策定済）とされた静岡敷地については、その後の手続きが確実に行われ平成 27 年 6 月に国庫納付が完了したところであるが、平成 27 年度以降においても、引き続き、保有資産の厳格な管理を行っていく必要がある。</p>	<p>保有資産の見直しについては、平成 27 年度事業計画に記載した不要財産（静岡敷地、神宮前宿舍及び神宮前第 3 宿舍）を確実に国庫納付した。</p> <p>また、国立印刷局職員宿舍見直し計画に基づき、職員宿舍の廃止に向け入居者と調整を重ねるなど取組を着実に進め、当該計画で定める平成 29 年度末までの削減目標（356 戸の削減）に対し、平成 27 年度末において、146 戸を削減するなど、保有資産の厳格な管理を行った。</p>	<p>保有資産について、引き続き、厳格な管理を行うこととし、以下のとおり事業計画に反映した。</p> <p>VII-4 保有資産の見直し</p> <p>① 平成 28 年度においては、以下の不要財産について、現物を国庫納付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 払方宿舍、薬王寺宿舍、神宮前第 2 宿舍 <p>また、淀橋宿舍については、国庫納付に向けて関係部局との協議を行う等適切な処分に向けた取組を進めます。</p>
	2	<p>高度なセキュリティが求められる銀行券等の製造を主力業務としていること、平成 27 年度からは行政執行法人に移行したこと及びサイバー犯罪が高度化し、かつ、増加していることを踏まえると、より強固な内部統制や機密情報の保護を含めたセキュリティの確保に向け、弛むことなく努力を続けていくことが重要である。</p>	<p>内部統制については、独立行政法人国立印刷局内部統制推進規則等の規程の整備を始め、業務方法書に規定した内部統制の体制の整備に関する事項を着実に実施した。</p> <p>機密情報の保護については、銀行券等において秘密管理を徹底し、情報漏えいを防止するとともに、製品の管理について、更なるセキュリティ強化を企図した新たな施策の検討等を進め、製品の紛失・盗難を防止した。また、官報等において、I SMS（情報セキュリティ・マネジメント・システム）認証の維持等に取り組み、情報漏えいや紛失の発生を防止した。</p> <p>情報セキュリティについては、内閣サイバーセキュリティセンターからの注意喚起情報を基に、不審なアドレス等の遮断を実施するなど、情報セキュリティ確保に関する各種取組や、システムの脆弱性検査等の対策を着実に実施した。</p>	<p>強固な内部統制や機密情報の保護を含めたセキュリティの確保に向け、具体的な取組として、以下のとおり事業計画に反映した。</p> <p>VII-1 内部統制の強化に向けた取組</p> <p>国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造していることを踏まえると、国立印刷局には、強固な内部統制やセキュリティが求められることから、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法をはじめとした法令に適合することを確保するための体制その他国立印刷局の業務の適正を確保するための体制の整備を進め、内部統制の強化に取り組みます。</p> <p>I-1-(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成について</p> <p>③ 偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいを防止するとともに、製品監視体制の維持・強化、製品の散逸</p>

評価項目(※1)	平成 26 年度評価における課題、改善事項	平成 27 年度業務運営の改善への反映状況	平成 28 年度事業計画への反映状況(※2)
I. 業務運営の効率化に関する事項		<p>以上の取組を実施することにより、セキュリティの確保を行った。</p>	<p>防止、保管管理、工程ごとの数量管理を徹底することにより、紛失・盗難の発生を防止します。</p> <p>I-3-(1) 官報の編集・印刷について (前段省略) 情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ・マネジメント・システム（ISMS）の運用・認証の継続を行いつつ、改ざん防止等の更なる措置を講じます。また、情報管理を徹底しつつ、インサイダー取引に関する研修等を実施し、官報の公開前情報の漏えいや紛失等の発生を防止します。 (後段省略)</p> <p>VII-1-(2) 情報セキュリティについて 情報セキュリティに係る脅威の増大及び国立印刷局の取り扱う偽造防止技術関連情報等の重要性を踏まえ、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組みます。 (後段省略)</p>
	<p>年度計画を達成できなかったBCMの運用については、早急に開始するよう的確な対応を求める。</p>	<p>関係府省等との協議を踏まえ、銀行券、旅券及び官報事業を対象とした国立印刷局事業継続計画（BCP）を策定（平成 27 年 3 月）し、事業継続マネジメント（BCM）については、平成 27 年 4 月から運用を開始した。具体的には、国立印刷局事業継続推進規則等に定めるBCMの推進体制の下、教育・訓練を実施するとともに、施設・設備等の被災状況の確認手順等を整理した業務別手順書を作成した。</p> <p>また、これらの取組結果を踏まえてBCPを点検し、所要の改定を行うなど、PDCAサイクルを確実に機能させた。</p>	<p>BCMの運用については、引き続き、適切な運用を図ることとし、以下のとおり事業計画に反映した。</p> <p>VII-1-(4) リスク管理について (前段省略) また、国立印刷局事業継続計画（BCP）について、緊急時にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、教育・訓練や点検を実施し、必要に応じて見直しを行うなど、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用を図ります。</p>

評価項目(※1)	平成 26 年度評価における課題、改善事項		平成 27 年度業務運営の改善への反映状況	平成 28 年度事業計画への反映状況(※2)
Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3	<p>外国政府等の紙幣等の製造の受注については、国際協力及び偽造防止技術を中心とした製造技術等の維持・向上を図る観点から、通貨関係当局等との緊密な連携の下、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、積極的に取り組む必要がある。</p>	<p>外国政府等の紙幣等の製造の受注については、アジア地域を中心とした5か国から情報を収集し、一部の国に対し生産受託に向けた新たな提案を行うなど、積極的に取り組んだ。</p>	<p>外国銀行券の生産受託に係る入札については、現在発行されている銀行券の追加製造に関するものであり、汎用的な技術や低コストの仕様が指定される等その要件が、独自の偽造防止技術に優位性を持つ国立印刷局の製造条件と合致しなかった。こうした事情を踏まえ、今後は製造技術協力を中心として、通貨関係当局等と連携しつつ国際協力を積極的に取り組むこととし、以下のとおり事業計画に反映した。</p> <p>I-1-(2) 通貨当局との密接な連携等について</p> <p>③ 外国政府、外国の銀行券製造機関、中央銀行等による当該国・地域における外国銀行券等の円滑な製造等に貢献するとの観点から、外国政府等からの要望や当該国・地域における流通環境等に応じて、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、通貨関係当局等との緊密な連携の下、製造技術協力などの実施に積極的に取り組みます。</p>
	4	<p>官報については、より迅速かつ確実な製造を行うため、電子入稿の拡大に向けた取組を強化していく必要がある。</p>	<p>電子入稿の推進については、総務省が主催する研修に参画し利用率推進活動を行うなど、関係省庁等に対し積極的に電子入稿の協力要請等を行った結果、新たに2省が電子入稿を開始した。</p> <p>また、総務省が開発を進めている法制執務業務支援システムの開発打合せに参画し、利用者ニーズの把握に努めたほか、業務の効率化に向けた提案等を行うなど、電子入稿の拡大に向けて取り組んだ。</p>	<p>電子入稿の拡大に向けて新たな取組を推進することとし、以下のとおり事業計画に反映した。</p> <p>I-3-(1) 官報の編集・印刷について (前段省略)</p> <p>関係省庁等に対し更なる電子入稿の協力要請を行うとともに、入稿の方法や手続きに係る検討、利用者ニーズの把握などを通じて、作業の迅速化や業務の効率化に向けて取り組みます。</p>
		<p>また、官報の訂正記事箇所数については、目標を達成したものの、前年度の件数を上回る結果となっているため、個々の事例について要因分析を行い、再発防止策を講じることにより、削減に努める必要がある。</p>	<p>官報の訂正記事箇所数の削減については、日常の品質・製造工程管理を徹底するとともに、作業考査(毎月)及び点検を行い、各種規程類に基づく品質・製造工程の管理が確実に行われていることを確認した。また、編集部門における連絡会等を毎月開催し、部門間における訂正記事発生原因の分析や再発防止策の検討を行うなどその削減に努めた結果、年度目標を達成し</p>	<p>官報の訂正記事箇所数については、引き続き、削減に努めることとし、以下のとおり事業計画に反映した。</p> <p>I-3-(1) 官報の編集・印刷について (前段省略)</p> <p>作業考査や点検等を通じて品質及び製造工程管理に取り組むとともに、訂正記事箇所数の削減に向けて関係部門間による訂正</p>

評価項目(※1)	平成 26 年度評価における課題、改善事項		平成 27 年度業務運営の改善への反映状況	平成 28 年度事業計画への反映状況(※2)
			た。	記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進め、訂正記事箇所数が過去 5 年間の実績平均値（100 ページ当たり）を 100 とした相対比率について、100 以下となるよう取り組みます。 (後段省略)
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項	5	保有資産については、引き続き、不断の見直しを行っていく必要がある。	保有資産については、小田原工場に隣接する施設を、工場用施設から研修用施設として転用・活用することとし、改修工事等に向けた手続を進めるなど、不断の見直しを行った。	保有資産については、引き続き、不断の見直しを行うこととし、以下のとおり事業計画に反映した。 Ⅶ-4 保有資産の見直し ② その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舍の効率的な配置の検討を含め、不断の見直しを行います。その結果、遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項	6	労働災害については、緊急安全点検等を通じて危険箇所の改善等が図られているところであるが、引き続き、未然防止に注力することが重要である。	労働災害については、重点実施事項として以下の取組を確実に実施することで、未然防止に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生業務に関する法令等の改正内容について、本局から各機関に定期的に周知を行った。 各機関において、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条の規定に基づく職長教育（新任作業長の安全衛生教育）を実施した。 リスクアセスメントにより労働災害の発生原因となる職場の危険・有害要因の排除に取り組んだ。 労働災害が発生する可能性のある機械の清掃等の非常作業時において、作業手順の確認など作業前ミーティングの実施を徹底した。 	労働災害については、引き続き、未然防止に注力することとし、以下のとおり事業計画に反映した。 Ⅶ-5-(1) 労働安全の保持について 職場環境整備に資する計画に基づく安全衛生教育や安全作業基準の確認等を通じて労働災害につながる危険・有害要因の排除に取り組み、重大な労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環境づくりに取り組みます。

※1 評価項目は、平成 26 年度評価結果に基づくものである。

※2 平成 28 年度事業計画への反映状況は、同計画から該当箇所を抜粋している。